

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

# Newsletter

〈2018年7月号〉

## ご挨拶

はじめに、大阪北部を震源とする地震、及びこのたびの西日本を中心とした豪雨災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

この度、事業再生・債権管理ニュースレターを発刊させていただきました。当事務所としては、知財、危機管理につぐ、3番目のニュースレターとなります。

当事務所と事業再生事件との関わりは、創業者である宮崎誠弁護士が数多くの法的倒産手続を手がけてきたことから始まり、その後、いわゆる法的手続については、破綻当時最大級の負債総額であった三田工業株式会社の会社更生事件といった案件や、リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの日本法人であるリーマン・ブラザーズ証券株式会社の民事再生事件を始めとするクロスボーダー案件など、大小様々な案件を数多く手がけております。また、近時、事業再生の手法として主流となりつつある、事業再生ADRなどの私的整理案件も多数経験しているところです。

野上 昌樹

Masaki Nogami

PROFILEはこちら

若杉 洋一

Yoichi Wakasugi

PROFILEはこちら

さらには、上記事件で培ったノウハウを活用して、債権者サイドにたち債権回収等を行い、また、いわゆるスポンサー企業の代理人としてディストレスト局面におけるM&Aにも多数関与してまいります。その結果、現在では、東京名古屋大阪の各拠点合わせると20名以上の弁護士が事業再生事件に従事しております。

本ニュースレターは今後も定期的に発行させていただく予定です。

内容につきましては、事業再生事件に従事している弁護士が、できるだけ分かりやすく、事業再生分野で話題になっているトピックのご説明、債権回収において知っておくべき最新の裁判例のご紹介など、皆様のお役に立ち興味を持っていただけるような情報を幅広く取り扱っていく所存です。

事業再生チームとしては初めての発刊であるため不十分な点もあるかと存じますが、ご容赦いただければ幸いに存じます。今回配信させていただいた皆様におかれましては、末永くご講読くださいますようよろしくお願い致します。

## 目次

1 | 保証を取り付けても手放しで安心できません～保証に関する否認リスクのご紹介～

2 | 債務者所有の不動産を占有している場合の債権回収  
～不動産を商事留置権の対象と認めた平成29年12月14日最高裁判例について～

3 | 事業再生ADR手続における商取引債権に関する考慮規定～産業競争力強化法の改正～

## 保証を取り付けても手放しで安心できません ～保証に関する否認リスクのご紹介～



若杉 洋一

Yoichi Wakasugi

PROFILEはこちら

### 1 はじめに

債務者に再生手続開始決定がなされた場合に、支払停止または再生手続開始申立ての後またはその前6か月以内になされた無償行為およびこれと同視すべき有償行為を、管財人または監督委員は否認することができます（無償行為否認、民事再生法127条3項）。この無償行為否認に関し、最高裁は、再生債務者が無償行為の時に債務超過であること又はその無償行為により債務超過になることは否認権行使の要件ではないとの判断を示しました（最高裁平成29年11月16日第一小法廷判決<sup>※1</sup>）。

### 2 事案

事案は、①ある株式会社が、その100%親会社のX社に対する債務を連帯保証した<sup>※2</sup>、②当該会社は、それから6か月経たずに再生手続開始の申立てをした、③再生手続では管財人Yが選任された、④Xが保証債務履行請求権を再生債権として届け出たところ、Yは無償行為否認を行い、届出債権全額を認めない旨の認否を行った、⑤Xがこれを不服として査定申立てをしたところ、再生裁判所はXの債権額を0円とする査定決定を行った、⑥Xがこれを不服として異議訴訟を提起した、⑦異議訴訟において査定決定が認可され、それに対する控訴も棄却されたため、Xが上告受理を申し立てた、というものです。

### 3 上告受理にかかる争点

争点は多岐にわたりましたが、最高裁は、再生債務者が無償行為の時に債務超過であること又はその無償行為により債務超過になることが否認権行使の要件であるというXの主張につき、上告を受理しました。

保全処分や保全管理命令がなされる場合を除き、再生手続が開始するまでの間は、債務者は自由に自らの資産を管理・处分することができます。しかし、支払能力が不足している中で、

例えば、財産を無償で第三者に譲渡するとか、廉価で処分すれば、責任財産を減少させて債権者を害することになります（詐害行為）。また、同様に特定の債権者にだけ弁済すれば、他の債権者との関係で公平性を欠くこととなります（偏頗行為）。再生手続が開始したときは、こうした行為の効力を否定し、再生債務者の責任財産から失われた財産を回復し、再生債権者に対する公平な満足を可能にすることに否認の意義があります。

Xの上告受理申立てにおける主張は、概略、本件で問題となつた無償行為否認は詐害行為否認の一類型であり、詐害行為否認は詐害行為時の債務超過を要件とするので、無償行為否認も無償行為時の債務超過を要件とすべきであるというものです。そもそも、財務内容が健全であれば、債権者を害することはないと考えられ、保証債務を負担するか否かは、本来、債務者の自由な判断に委ねられるべきです。そのような状態での行為は、例え無償行為であっても否認対象にはならないとも考えられます。

### 4 最高裁の判断

しかし、最高裁は、再生債務者が無償行為の時に債務超過であること又はその無償行為により債務超過になることは、無償行為否認権行使の要件ではないと明言しました。

その理由として、①無償行為否認の根拠条文である民事再生法127条3項には、再生債務者が行為の時に債務超過であること又は上記行為により債務超過になることを要件とすることをうかがわせる文言はないと、②同条項の趣旨は、その否認の対象である再生債務者の行為が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにあると解されることを挙げています。

①について、民事再生法127条3項の文言<sup>※3</sup>に照らすと理解

※1:民集71巻9号1745頁、金融法務事情2084号62頁

※2:保証した会社と主たる債務者である100%親会社とは代表者を共通にし、当該代表者は親会社の唯一の株主でした。

※3:「再生債務者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。」

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

しるところです。しかし、Xの上告受理申立てにおいても触れられていますが、無償行為否認については、受益者が債権者を害する事実を知らなかつたときは、否認されたときも現存利益の限度で返還すれば足りるところ(民事再生法132条2項)、この規定は債権者を害することが無償行為否認の要件となることを前提としているようにも読みます。この点に対する最高裁の判断は示されていません。②については、無償行為否認が詐害行為否認の一類型であるとしても、その制度趣旨に照らせば、詐害性の解釈を詐害行為と同一に解する必要はないとの趣旨と解されます。しかし、無償行為に再生債権者の利益を害する特に顕著な危険があるとしても、それが危険にとどまる限りは、債務超過でない場合にも否認を認めるべき根拠としては十分でないとの指摘もあります<sup>※4</sup>。これらの点に関する解釈については今後の検討課題となるものと思われます。

## 5 実務におけるヒント

今後は、財務内容が健全な者による保証を取り付けたとしても、その保証人がその後6か月以内に民事再生を申し立てるとき、保証契約が否認されるリスクがありますので、手放して安心することはできません。保証を取り付けた者(債権者)の利益保護は、受益者が債権者を害する事実を知らなかつたときは現存利益の限度で返還すれば足りるとする上記民事再生法132条2項によって図られることになります。なお、上記最判は民事再生に関するものですが、同様の条文構造を持つ破産や会社更生においても同様の解釈がとされることになるものと思われます。

実務上、財務状態が健全な保証人がついたので、必ずしも財務状態が健全でない主たる債務者に貸付けをすることがあります。その後6か月以内に主たる債務者だけでなく保証人が民事再生等の申立てを行い、無償行為否認が主張された場合、保証人の財務状態が健全であった、すなわち債務超過ではなかつたことをもってこれに対抗することはできなくなります。しかし、保証人が主たる債務者との間で経済的に密接な関係にあるような場合に、保証することで主たる債務者が借入れをするこ

とができ、保証人にも経済的な利益がある点において対価ある行為として無償行為にはならない、と主張することはできないのでしょうか。本件でも、原審では、100%親会社の債務を保証して、親会社の信用を維持することで、100%子会社である自らの信用も維持されるので、保証人にとっても対価が得られており無償行為でないという主張がXからなされていました。

この点については、破産に関するものではありますが、破産者が義務なくして他人のためにした保証・物上保証は、それが債権者の主たる債務者に対する出捐の直接的な原因をなす場合であっても、破産者がその対価として経済的利益を受けない限り、無償行為であり、この理は、主たる債務者がいわゆる同族会社であって、破産者が実質的な経営者であるときも妥当するという判例があります(最高裁昭和62年7月3日第二小法廷判決<sup>※5</sup>)。この判決には、主債務者が会社であり、保証人がその代表者であるという特別な事情があるときは、会社に対する融資によって、保証人が出資の保全などの利益を受けたとみて、無償性が否定されるという反対意見が付されており、その後の下級審判決には、この反対意見の考え方をとるものもあります。しかし、上記最判の法廷意見は、保証人が主たる債務者との間で経済的に密接な関係にあり、主たる債務者が借入れをすることができたとしても、保証人にとっては対価があるとは言えないと判断しています。本件の原審でも、無償行為でないというXの上記主張は認められませんでした。

経済的に密接な関係があつても、例えば主債務者から保証人に対して保証料を支払わせる等の措置を取らない限り、後に無償行為となり否認されるリスクが残ることになります。

なお、以前に保証契約が締結されており、再生申立て等の前6か月以内の時期に保証期間を更新したような場合、その保証期間延長は新たな保証負担の提供とはいえませんので、無償否認の対象にはならないものと考えます。しかし、同じ時期に従前の保証を増額する契約を締結したときは、増加分につき無償行為否認となる恐れがあると考えられます。

※4: 笠井正俊「最高裁倒産判例を読み解く 債務者の債務超過は無償行為否認の要件ではない - 最一小判平成29.11.16 -」金融法務事情2085号22頁

※5: 民集41巻5号1068頁

## 債務者所有の不動産を占有している場合の債権回収

～不動産を商事留置権の対象と認めた平成29年12月14日最高裁判例について～



### 第1 はじめに

商事留置権は、民事留置権に比べて債権回収に資するものですが、動産に加えて不動産もその対象となるのかについて争いがありました。これについて、平成29年12月14日最高裁判決(金融・商事判例1533号8頁。以下「本最高裁判決」)は、不動産も商事留置権の対象となると判示しました。

本最高裁判決だけで不動産に関する商事留置権の問題が全て解決したものではありませんが、重要な判断であり、紹介します。

### 第2 商事留置権とは(民事留置権との比較)

商事留置権は、次のとおり、民事留置権に比べて債権回収に有用です。

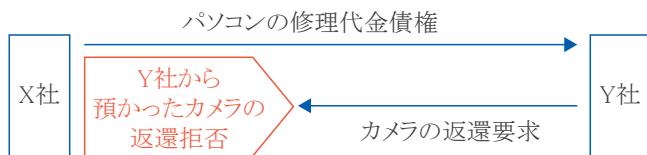
商人である債権者が、同じく商人である債務者に対して商行為に基づく債権を有し、債務者の所有する物を占有していれば、債権者は商事留置権に基づいてその物を留置することができます(商法521条)。例えば、

① X社は、Y社からの依頼でパソコンの修理をし、修理代金債権がある。

② X社は、このパソコンを既にY社に引き渡している。

③ X社は、その後、Y社から修理のためにカメラを預かっているが、修理未了で、修理代金債権も発生していない。

という事案において、X社は、Y社から「修理は不要なので、カメラを返して欲しい。」と言われても、パソコンの修理代金債権を盾に、これを拒むことができます。



民事留置権は商事留置権と異なり、債権者が債務者等の

物を占有していても、債権と物が同一の法律関係等から生じたものでなければ(牽連性がなければ)、その物を留置することができず(民法295条)、上記例では、パソコンの修理代金債権でカメラの返還を拒むことはできません。

また、商事留置権は、民事留置権と異なり、破産手続・民事再生手続において別除権として扱われますので、その行使により債権回収を図ることができます(破産法66条1項、民事再生法53条1項)。会社更生手続においても、商事留置権は、民事留置権と異なり、更生担保権として扱われます(会社更生法2条10項)。

### 第3 不動産が商事留置権の対象となるのか

従前、不動産について商事留置権が認められるのかについては争いがありました。民事留置権については、動産はもちろんのこと、不動産もその対象となることに争いはないのですが、例えば平成8年5月28日東京高裁判決(判タ910号264頁)は、①商事留置権は、民事留置権と異なり、不動産を対象外とするドイツ商法を起源とすること、②商人間の商取引で一方当事者に不動産の占有が移されても、不動産を取引の担保とする意思が当事者にあるとみると困難であること、③登記の順位により定まるのを原則とする不動産取引に関する法制度の中に、牽連性が不要な商事留置権を認めることは、不動産取引の安全を著しく害することなどを理由に、不動産は商事留置権の対象にはならないとしました(否定説)。

一方、本最高裁判決と同様の理由(後述します)から、肯定説を採用する裁判例も複数ありました。

ただし、建物建築請負契約に基づいて請負代金債権を有する受注者が、発注者所有の敷地について商事留置権を主張するという典型的な事案に関して肯定説に立ちながらも建築工事施工という債務の履行のための敷地立ち入り使用で

あり、土地所有者の占有とは独立した占有者ではないとして、敷地については結果として商事留置権を否定したものが複数あります(平成9年6月11日福岡地裁判決(判タ947号291頁)や平成11年7月23日東京高裁判決(判タ1006号117頁)など)。土地について商事留置権が認められると、土地に抵当権が設定されている場合、抵当権者と商事留置権者のどちらが優先するのかという問題が生じますし、商事留置権があり債権者が不動産を占有していると事実上不動産の担保価値の評価が低下するなど、登記の順位により定まるのを原則とする不動産取引を害するおそれがありますが、それに対する配慮があつたようにも思われます。

#### 第4 本最高裁判決

##### 1 事案の概略と、肯定説採用の理由

本最高裁判決の事案の概略は次のとおりです。

- ・ Y社は、自動車運送事業を行うX社に対し、土地を賃貸していたが、この賃貸借契約は終了した。
- ・ X社は、この土地賃貸借契約が終了する前から、Y社から運送業務を請け負っており、Y社に対して弁済期にある運送委託料債権を有している。
- ・ Y社がX社に対して土地の明け渡しを求めたところ、X社は運送委託料債権に基づく商事留置権を有していると主張し、土地の明け渡しと引き換えにこの債権の弁済を求めた。



本最高裁判決は、不動産も商事留置権の対象なると判断しましたが、その理由は、①民法が留置権の目的物を「物」と定め、不動産を除外していないが、商法521条も留置権の目的物を「物又は有価証券」と定めており、不動産を除外することを伺わせる文言がない、②商事留置権の趣旨は、商人間

における信用取引の維持と安全を図る目的で、双方のために商行為となる行為によって生じた債権を担保するため、商行為によって債権者の占有に属した債務者所有の物等を目的物とする留置権を特に認めたものと解されるところ、不動産を対象とする商人間の取引が広く行われている実情からすると、不動産が商事留置権の対象となり得ると解することは、この趣旨にかなうというものでした。

##### 2 本最高裁判決の射程

本最高裁判決により、一般論として、不動産も商事留置権の対象となり得ることについては、決着が付きました。

ただし、この事案では、X社は賃借人として土地を占有しており、土地所有者の占有とは独立した占有者であることに争いはないと考えられます。上述の建物建築請負契約に基づいて請負代金債権を有する受注者が、発注者所有の敷地について商事留置権を主張するという事案において、受注者に占有を認めるものではありません。また、商事留置権と抵当権の優先関係についても、そもそも争点ではなく、言及はありません。

今後も、事案毎に、債権者に独立した占有があるのか、抵当権等の存否・優先関係を検討するなど留意が必要ですが、独立した占有が認められれば、不動産の引き渡しを拒む(留置する)ことにより一定の債権回収を期待することができます。

# 事業再生ADR手続における商取引債権に関する考慮規定 ～産業競争力強化法の改正～

北野 知広  
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら

## 第1 事業再生ADR手続における 商取引債権保護の必要性

過剰債務に悩む企業の再生のための準則型私的整理手続の1つとして、事業再生実務家協会が主催する事業再生ADRという手続があります<sup>※1</sup>。公正中立な第三者（事業再生実務家協会が選定する手続実施者）の関与のもと、債務者が債権者との間で債務の弁済について協議し、債権者との合意に基づき債務の弁済猶予又は減免等を得ることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための手続です。債務の弁済猶予又は減免を求める対象債権は原則として金融債権であり、商取引債権については通常どおりに弁済して取引を継続します。

従って、商取引債権についても減免対象とする民事再生手続や会社更生手続に比べて事業の毀損が少なくて済み、ひいては、金融債権についても弁済の極大化が図られます。

しかし、事業再生ADRは対象債権者の全員一致が求められるため、一部の金融債権者の了解を得ることができないといった事情により、事業再生ADRに基づく再建を断念し、民事再生手続や会社更生手続といった法的再生手続に移行する場合があります。この場合、原則として商取引債権についても債務の弁済が停止され、減免の対象となります。

そのため、事業再生ADRを実施していることが公開されている上場企業等については、事業再生ADRが成立しない場合に商取引債権について弁済を受けることができないことが懸念され、取引の継続が難しくなる場合があります。このような状況になると、事業再生ADRによる再建が困難となります。

商取引債権を可及的に保護して事業価値を維持するため、法的手続において商取引債権の弁済を行う試みが日本

航空等の一部の事案でなされていますが、例外的な取扱いであり、また、当該事案において法的手続に移行した場合に商取引債権が弁済されるかについての予測可能性に欠けるという問題がありました。

そこで、事業再生ADRから民事再生手続や会社更生手続に移行した場合に、事業の継続に不可欠な商取引債権について保護される予見可能性を高める規定を創設した産業競争力強化法等の一部を改正する法律が平成30年5月16日に成立しました。

## 第2 産業競争力強化法の改正の内容

改正産業競争力強化法では、まず、

(1)債務者が、事業再生ADRの手続実施者に対して、事業再生ADR手続の終了に至るまでの間に原因に基づいて生じた商取引債権について、

- ①少額であること、
  - ②早期に弁済しなければ債務者の事業の継続に著しい支障を来すこと、
- という要件に適合することの確認を求めることになっています（改正法59条1項）。

そして、

(2)当該債務者について民事再生手続・会社更生手続に移行した場合、裁判所は、商取引債権について、上記2点の要件適合性が確認されていることを考慮して、

- (ア)保全段階で弁済禁止の保全処分の対象外とするか、
- (イ)開始決定後に少額債権の弁済の対象とするか<sup>※2</sup>、
- (ウ)再生計画・更生計画において優先的に弁済することを許容するか、を判断することになりました（改正法60条以下）。

※1: 詳細は事業再生実務家協会のHP(<http://www.turnaround.jp/adr/index.php>)、

経済産業省のHP([http://www.meti.go.jp/policy/jigyou\\_saisei/kyousouryoku\\_kyouka/adr.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/adr.html))参照

※2: 民事再生法85条5項後段では、「…少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。」との規定があり、この要件の解釈において、事業再生ADRにおける確認が尊重されることになります。なお、会社更生法47条5項後段でも同趣旨の規定があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

裁判所の判断を法的に拘束するものではないものの、裁判所に対して事業再生ADR段階での手続実施者の確認を尊重してもらうことで、法的手続に移行した場合の予測可能性を高めようとしたものです。

### 第3 実務運用上のポイント

実際に法的手続に移行した場合を想定すると、事業価値毀損の防止のためには商取引債権は早期に弁済されるのが望ましいので、(ア)弁済禁止の保全処分の対象外とするか、または、(イ)少額債権の弁済の対象とすることを検討することになると考えられます。

上記(1)①及び②の要件適合性の確認のポイントとしては、(Ⅰ)各要件の解釈、(Ⅱ)手続実施者が判断するとされていること、(Ⅲ)事業再生ADRにおける確認の時期などが挙げられています。

(Ⅰ)①の少額要件については、売上高、負債総額や資金繰り等の諸事情を総合的に考慮して判断することになると考えられます。②の事業継続に著しい支障を来すという要件については、本来的には、個別の債権・取引毎に検討すべき内容と考えられるものの、個別に検討していくは実務がワクしないと思われるため、運用上の工夫が必要です。例えば、一定のグループ毎の判断とすることも考えられますし、あるいは、そもそも事業再生ADRでは全ての商取引債権を弁済して円滑に処理することを念頭においていたことから、全ての商取引債権を全体として判断することも考えられると言われています。今後の実務運用が注目されます。

(Ⅱ)これらの要件については手続実施者が確認(判断)することになり、債権者の同意は要件ではありません。一方で、最も利害関係を有するのは事業再生ADRにおける対象債権者であることから、現在検討中の施行規則において、手続実施者による確認結果の対象債権者への通知や債権者の意見聴取手続の要否などが検討されているとのことです。

(Ⅲ)手続実施者がどの段階で要件を確認するかもポイントです。商取引債権者の理解を得て事業再生を円滑にするた

※3:詳細は、<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu> 内の同検討会の報告書参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

めには、早期の確認が望ましいと言えますが、判断の前提として、債務者の資金繰りや事業計画の実現可能性、同意見込み等を踏まえた事業再生の蓋然性を検討する必要があるのではないかとも思われます。そうすると、債務者の事業再生計画が確定し、事業再生計画案についての手続実施者による調査報告書が作成された段階でないと判断は難しいかもしれません。

### 第4 法改正の背景と更なる私的整理の円滑化に向けた今後の検討課題

今回の商取引債権の保護のための考慮規定の創設は、実は、私的整理手続の多数決化に向けた取組みの第一歩とも位置づけられています。

事業再生ADRをはじめとする私的整理手続は、法的手続と異なり、対象債権者の全員一致が必要です。そこで、一部の反対債権者を説得するために、少額の金融債権について優先的に弁済する取扱いや、担保価値評価を工夫することで事実上のメイン寄せがなされる例もあると言われています。これらは平等性の観点からは問題であり、不合理な反対をさせず、円滑な手続遂行を図るために、多数決原理の採用が志向されており、議論が進行しています。

公益社団法人商事法務研究会が平成27年3月に発表した「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」においては、(i)直近の検討課題として、商取引債権に関する考慮規定の創設や簡易再生手続運用改善モデルによる対応等が、(ii)次なる検討課題として、迅速再生手続の創設等が、(iii)将来的な検討課題として、裁判所による認可型モデルなどが今後の検討課題として挙げられていました<sup>※3</sup>。

本改正に続き、今後は、簡易再生手続の運用改善等が検討されて法改正がなされ、迅速かつ円滑な事業再生手続が充実し、債務者の事業の再生と、それによる関係者の利益の最大化が図られることを期待するところです。